

南丹市国民健康保険運営協議会

日時 令和3年12月17日(金) 午後1時30分から午後3時

会場 南丹市役所2号庁舎 3階 301号会議室

出席者

- 被保険者代表 高屋委員、原田委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 高屋委員、竹中委員、鈴木委員
- 公益代表 桂委員、榎原委員、谷口委員、北村委員
- 被用者保険等保険者代表 森山委員
- 事務局
今西市民部長、市民課 船越課長、山口課長補佐、渡邊主事
関係課：保健医療課 八田課長補佐

会議録

1. 開会

<諮問>「令和4年度の国民健康保険税のあり方について」

国民健康保険条例施行規則第2条において、当運営協議会が市長の諮問により審議する事項の一つとして、保険税に関するものがある。令和4年度の国保税の算定に伴い、委員の皆様の意見をうかがう必要があるため、同規則に基づき諮問する。

2. あいさつ

会長： 令和4年度の国民健康保険税のあり方について議論していただきます。非常に大事な議題ですので、皆様のご意見を頂き、良い議論になるようにご協力願います。

事務局： 規則第7条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長が行うことになっています。

<出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席通告委員は、谷委員と辰巳委員のお二人となっております。シャウベッカー委員は、まだ、おみえになっていません。現在は10名のご出席となっております。規則第7条第2項の規定によりまして本協議会が成立していることをご報告いたします。

<会議録署名人の氏名>

議長： 規則第9条第2項によりまして、高屋芳子委員と竹中隆史委員を指名いたします。

3. 議事

(1) 「令和4年度南丹市国民健康保険税の方向性について」

事務局：

国保の運営体制について、ご説明します。

平成30年度から国保が、都道府県単位化になりました。京都府は、財政運営の責任主体になり、国保の安定的な運営を推進する存在になりました。南丹市は、府と連携し国保制度の運営を推進し、地域住民の方と身近な関係の中で、保険証の発行など資格管理、また国保税の決定と国保税の収納、保険給付、保健事業などを担っております。

国保財政の仕組みについては、平成30年度から府が国保の財政運営責任主体となったことに伴い、保険給付に必要な費用を府が全額市町村に支出し、市町村はそれらを賄う納付金を府に納めることになりました。京都府は財政運営の責任主体として、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して納付金の金額を決定します。これにより市町村においては、医療費の不足を心配することはなくなり、国保財政も一定安定したということになります。しかしながら、国保の構造的な課題として、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、国保税が個人に対する負担が重いなどは依然として解消されていない状況となっております。

保険税率の決定の仕組みです。京都府は今の時期に令和4年度に京都府全体に必要な保険給付費の推計を行います。府の財政上、保険給付費において不足する分を市町村に納付金として按分します。市町村は、この京都府から示された標準保険税率を参考に保険税率を決定します。

南丹市の国保の現状として、一般被保険者数を令和2年度と3年度の11月末と比較しています。減少傾向が続いている状況となっており、令和4年度は団塊の世代方が後期高齢者医療に移行されていきますので、更に減ると予測しています。

医療給付の状況として、療養給付費は、昨年度の同時期に比べると約1億1,361万円増加しております。療養費は、前年と比較して126万円減少しております。高額療養費は、前年と比較して2,080万円増加しております。

医療給付全体としては、前年と比較して1億3,315万円あまりが増加しております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が多いと考えております。

健康対策についてです。被保険者の健康の保持、増進の取り組みを行っております。特定健診や保健指導、糖尿病重症化予防の取り組み、活動量計やスマホアプリなどを利用した健幸ポイントの事業の実施により、健康意識の向上や行動変容をはかる取り組みなどを行っております。それによる医療費の抑制にもつながります。

11月下旬に京都府から次年度の納付金等の「秋の試算結果」について、報告がなされました。4年度については、納付金が今年度と比べて増加するとされています。増加に転じた変動要因に関しまして、受診控えが治まって医療費が大幅に増加したこと、前期高齢者交付金額の概算交付が大幅に減少することなどが見込まれております。また、2年度の府が国に返還する額が、増加する見込みとなっております。以上のことにより、納付金額は、今年度より増える見込みです。

納付金の試算は、約9億円になる見込みです。これを賄う歳入の保険税は、現状の保険税率で見込み、また滞納分の徴収とあわせまして、6億円の収入を見込んでおります。歳入額と歳出額を比較すると、約7,500万円の算入不足に見込みとなります。その様な状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会情勢の中で、税率を上げることは困難ではないかと考えております。歳入不足については、基金より繰り入れることにより、現保険税率を据え置きができるのではないかと考えております。基金につきましては、令和2年度に基金を7,000万円あまりの積み立てを行いました。現在、2億6,700万円あまり積立金がある状況です。令和4年度の保険税の方向としましては、事務局の案としましては、基金を活用しまして税率を据え置きたいとするものです。

今後の予定です。2月上旬、府が市町村に対しまして、納付金額・標準保険税率を提示がされ、こちらの方を公表することになります。2月上旬、南丹市国民健康保険運営協議会として、今回あった諮問に対しまして、市長に答申を行います。3

月下旬、税率改正をする場合については、市議会にて審議する運びとなります。以上が今後の予定となっております。

委員： 歳出合計 42 億 900 万円の中で、保険給付費が 32 億 6,300 万円です。内訳を教えてください。

事務局： 療養給付費が 27 億円程、療養費が 3,000 万円、高額療養費が 4 億 2,000 万円程度となっております。出産育児一時金の方は 880 万円、葬祭費の方が 300 万円です。精神結核附加は、500 万円。他、高額介護合算や移送費など見込んでおります。

委員： 令和 3 年の 11 月末現在で 13 億 4,000 万、療養給付費、1 年通すと倍以上になるということですか。

事務局： 伸び率等積算したうえで、遅滞なく適切に払える額をと思ってます。次年度、医療費については伸びるということと考えておまして、1.1%の上昇率として考えております。今年度の実績と比較されると少し多めと感ぜられるかもしれません。

議長： 基金の残高が少しづつ右肩上がりが増えてきて、2 億 7000 万円ぐらいですが、残高が増えてきたことがあって、現在の税率を据え置きする状況になっていると思うのですが、今後、どれだけの金額を維持しながら、可能ならば率を上げていくことについての見通しは、何かお持ちですか。

事務局： ここ数年、税率を据え置きさせていただいたなかで、一定積み立てができています。次年度は、少しでも負担を下げるために基金を使っていくつもりで検討を進めた参りました。しかし、次年度の京都府の納付金が想定以上に多くの試算となりました。基金の積み立て状況をみながら、負担軽減をはかれるようにしたいという考えは持っています。

議長： なかなかこれぐらいの基金残額でいうのが、試算が難しいと思うのですか、バランスをとっていただいて、税率を今後下げていくご検討をいただけるといいのかなと思います。

他によろしいでしょうか。
(質問・意見無し)

それでは、この保険税の方向性については、「基金をうまく活用しながら、現税率を次年度については維持据え置きする」ということでよろしいでしょうか。
(異議なし)

本日、確認していただきました国民保険税の方向性をもとに、次回の協議会では保険税率について協議していただくことにします。

議事 2. 「国民健康保険税について（未就学児の均等割軽減）」

事務局 国民健康保険税は、すべての被保険者及び世帯にかかる医療保険分・後期高齢者支援金分と 40 歳から 64 歳までの被保険者及び世帯にかかる介護保険分の 3 つの要素で構成され、その合計が世帯の保険税として世帯主を納税義務者として、お支払いしていただくこととなります。また、南丹市ではそれぞれに世帯の所得に応じて算出される所得割、世帯の被保険者ごとに算出される均等割、世帯単位で算出される平等割により保険税が賦課されています。この内、所得割を応能割、均等割と平等割を応益割とも呼びます。また、軽減制度というところですが、世帯の所得

事務局： そちらの方はまだ示されておられません。ただいまから課題の整理というところに入っていく段階で、この方針は3年間です。次の3年後に次のステップになるのではないだろうかとは思いますが、明確にはわからない状況です。

事務局： 他にはご質問よかったですでしょうか。

委員： 1人当たりの医療費や保険料の調定額等の水準に差があるということを明記されていますが、その水準の差というのは、どの様な要因で差が出ているのかお聞きしたいです。

事務局： 京都府の地図で各市町村の医療費1人当たりの年額の医療費をご覧ください。赤が濃い色の方が高い。薄くなっていくほどに低いということになります。これには色々な要因があると思います。近くの大きな総合病院がある、医療機関がたくさんあるなど。

1人当たりの保険税調定額というのは、その地域・地域によって所得の差が出てくると思います。所得にかかる分がありますので、そういう意味では平均の所得が高い所が1人保険税が高くなることが考えられます。1人当たりの保険税調定額的水準に差があるのは、市町村ごとに保険税を決めているため調定額は変わってくると思います。全国的には都道府県単位で負担してもらう分を平準化していこうとしています。それぞれの市町村の状況が違うので、京都府はやっと調整を始めようとなったということです。全国的には年次を決めて、これぐらいまでには目標を達成しようという指針を出している都道府県もあります。京都府は3年間この状況でいきますので、その後の見直しの時に、どのような方向性を出されるのか見守っていかないといけないです。

委員： 医療費や保健事業、保険税率を一律する根拠になるのが、療養給付費ですか。

保健事業を一生懸命頑張って、医療費を抑えて医療費を下げていくことによって負担する保険税を下げられる。それが京都府と一緒にってしまったら、一生懸命頑張っている市町村はどうなんだということです。

予防活動が大切だという話と税率が京都府で平準化された時に、各市町村でされる今自分でやっている取り組みをどこの市町村も京都府下だったら同じことがされていくのか等、そんなことができるのでしょうか。逆に負担の公平性があれば、どこの地域でも同じサービスが平等に受けられる環境でない。医療機関数も違うと思います。その様な状況の中で保険税が統一されて、南丹市はどのようになるのかと不安があります。

事務局： かなりの方が疑問に思っているんじゃないかと思います。そして、この議論が進まない一因だと思います。うちは頑張って医療費を下けている、隣の町はいろいろなサービスがうちよりは少ない、それなのに同じだけ負担しないといけないはどうなんだ、という不安等、理解ができないということで、統一化の協議が進んでいないのは事実です。今後、そういったことをどこまで払拭できるのか、議論はされるのだと思います。今まで一生懸命やっている保健事業を平準化されたら、どこかにあわせて下げるとか、今やっていない所は上げるとか、その様な単純な議論にはならないと思います。当然、一生懸命やっている市町村には、手厚い財政支援などがあると思います。逆にもっとできるよう保健事業に対する交付金が増えるなど手立てはされると思います。

委員： 医療機関に関しても地域格差を無くしていただくとか、色んな要素があるのではないかと。保健事業に限らず、払う側からしたら国保税って金額が大きいです。できるだけ同じ環境で、その様な環境整理もしながら、理解を求められるようにしていただかないと、不安と不満はでてくると思います。

事務局： これから議論がされていくということで、このようなご意見を会議の場で伝え、な

るべく一定の所までは揃える必要があると、思います。これから議論を重ねて、良い形に統一の方向が進めばと思います。

他はどうでしょうか。ご意見ございませんか。
(質問・意見なし)

(2) その他

委員： 京都府医師会の連絡会があり、各市町村の状況を資料でいただいた。そのなかで、南丹市に確認したいことがあります。

柔道整復師療養費は、骨折や脱臼、打撲等の場合に病院にかかられて、そのあと療養が必要という場合に、医師の依頼のもとに柔道整復師の人が施術を行います。本来は全額自己負担で払って、後で受けられた方が請求されて償還払いが基本です。それを柔道整復師については、普通の保険診療と同じように自己負担だけいただいて、あとは柔道整復師の方が請求するという保険診療と同じ扱いをしています。普通の肩こりであるとか、筋肉が疲れたとかいう場合のマッサージのようなものについては、保険適用にならない、全額自己負担です。保険者側で、それがきちんと確認できているかどうかを柔道整復師に照会する、それをしているかどうか。

また、「第三者行為求償」、交通事故などで病院にかかった時は、保険ではなく、全額自己負担なので、その様な事実を注出して、確認しているかどうか、確認したいと思います。

事務局 医療費適正化に努めていくというのが、保険者にとってとても大切なことで、適正化に向けて力を入れているところではありますが、こちらの柔道整復療養費の照会については、できていないのが実際です。今もご意見いただきましたように、医療費を適正にしていくのは大事なことです。この部分に関しては課題と感じているところですし、今後につきましても、取り組みを進められるようにしていきたいと思っています。第三者行為求償の損保協会との連携対応は、国保の中央会と損保会社が覚書きを締結しているということで、基本的にはどの市町村も連携はしているということです。ただ、南丹市が、令和2年8月から令和3年7月に×印がついているのは、該当する事例がなかったということで確認をさせていただいております。

委員： ケースがなかったということですね。

事務局： はい。

事務局： 保健事業で南丹市の健康課題としまして、運動習慣がない方が多く、皆さん車を使われるという課題がありました。健幸ポイント事業等、全市民の対象の中で、今年度はより客観的なデータを持って、結果と効果を実感できるように取り組んでいます。活動量計を持って、日々の歩数をデータを送信しながら、その効果について、検証する取り組みを今年度から始めました。今年度500人の募集で453人の応募があり、今後、その検証を行い、数年後には医療費の抑制などの結果が出せたらと思い頑張っていますので、その事業の紹介をこの場を借りてさせていただきました。

事務局： 次回の運営協議会の日程についてご連絡させていただきます。1月28日金曜日開催を予定しております。次年度の保険税率について審議をいただきまして、市に答申していく流れで考えております。

5. 閉会 あいさつ

副会長： 大事な税率の諮問ということでありましたけども、据え置きの方角ということを確認をしていただきました。いつまで続けていけるのか課題もあったかと思えます。そ

の様なことも含めて、専門的な言葉のやり取りだけではなくて、普段の生活の中で感じる色々な疑問もこの場に出していただいて、より活発な会議になればと思います。本日はどうもありがとうございました。